有害使用済機器に係る 届出の手引

令和5年4月 千葉県環境生活部ヤード・残土対策課

目次

はし	じめに・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	有害使用済機器とは・	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	保管及び処分基準等・	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3	届出について・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	9
4	罰則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	1 9
5	参考資料・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	1 9
6	様式及び参考様式・・	•	•	•	•	•	•	•	•	2 0
7	司卦例									2.0

はじめに

近年、本来の用途での使用を終了した電気電子機器等(以下「使用済機器等」という。)が、 雑多なものと混ぜられた金属スクラップ(いわゆる雑品スクラップ)などの形で、不適切に取り 扱われ、火災の発生等の生活環境上の支障が生じることが懸念されています。

これを受けて、平成29年6月に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)では、廃棄物以外の使用済機器のうち、不適正な取扱いをした場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものを、新たに有害使用済機器として取り扱うことになりました。そして、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者(以下「有害使用済機器保管等業者」という。)には、都道府県知事等への届出、保管基準の遵守等が義務付けられました。

この手引では、廃棄物処理法に基づく有害使用済機器の届出について説明します。

1 有害使用済機器とは

有害使用済機器とは、使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部 が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正ではない保管又は処分が行われた場合に人 の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして表1に示すものです。

「使用を終了し」とは、機器本来の用途での使用が終了したことを意味しており、中古品や修理して使用するなど再びその機器本来の用途で使用する場合は該当しません。また、「収集された」とされているため、機器を使用していた事業場内で保管するなど収集されていない機器は該当しません。

さらに、基板などの有害使用済機器を解体し取り出された部品や、鉄くず、アルミくずなど の原材料となるまで処理されたものは有害使用済機器には該当しません。

一方で、破損している機器であっても、外形上もとの機器が判別できる場合には有害使用済機器に該当します。

表 1 有害使用済機器対象品目一覧

	女! "自己以为"从"的"为"的自己是
番号	品目
1	ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若
	しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
	イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、
	建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)
	ロ ブラウン管式のもの
5	電動ミシン
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
10	フィルムカメラ
1 1	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
1 2	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(第2号に掲げるものを除く。)
1 3	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(第1号に掲げるものを除く。)
1 4	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(第3号に掲げるものを除く。)
1 5	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
1 6	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
1 7	電気マッサージ器
18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
1 9	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
2 0	蛍光灯器具その他の電気照明器具

2 1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
2 2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具
2 3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(第4号に掲げるものを除く。)
2 4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用電気機械器具
2 5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
2 6	パーソナルコンピュータ
2 7	プリンターその他の印刷用電気機械器具
28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
2 9	電子書籍端末
3 0	電子時計及び電気時計
3 1	電子楽器及び電気楽器
3 2	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

有害使用済機器の該当性の判断に当たっては、図1のフローを参考にしてください。 まず、「廃棄物を除く」とされていることから、廃棄物の該当性の判断を行います。 廃棄物とは判断されない機器については、次に、本来の用途としての使用が終了されて

なお、廃棄物と判断された機器については、廃棄物処理法の他、家電リサイクル法、小型 家電リサイクル法などの廃棄物関連法令を遵守し、適正に処理する必要があります。

いるか否かの判断を行い、有害使用済機器の該当性の判断を行います。

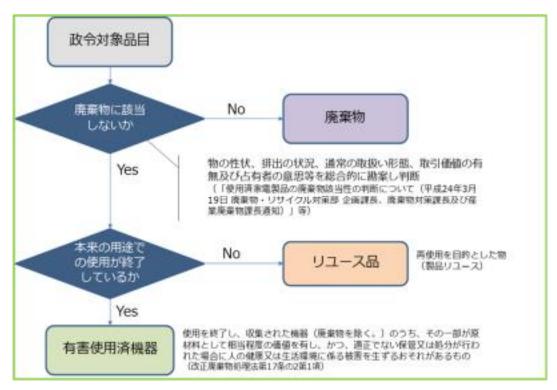


図1 有害使用済機器の該当性の判断のフロー

(有害使用済機器の保管等に関するガイドライン(第1版) Ver 1.1 P3図1より)

2 保管及び処分基準等

有害使用済機器には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管及び処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染、火災の発生などのおそれがあります。そのため、有害使用済機器保管等業者は基準を遵守し適正に保管及び処分を行う必要があります。

なお、環境省が作成した「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」も併せて確認してください。

(1) 保管基準

① 囲いの設置

みだりに人が入り込まないよう、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう 管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。また、囲いに荷重 がかかるおそれがあるように有害使用済機器を保管する場合、囲いが倒れ、又は壊れること 等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全で ある必要があります。

なお、千葉県では、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に定める 構造基準に準じて、事業場の全周囲を地盤面から1.8 m以上の高さで囲いかつ出入口を施 錠できる構造とすることとしています。

② 掲示板の設置

有害使用済機器の保管等の場所である旨、処分又は再生を行う場合は処分又は再生も行う旨、保管品目、管理者の氏名又は名称及び連絡先、最大保管高さ(容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。)など、必要な事項が表示された掲示板を設ける必要があります。また、縦及び横それぞれ60cm以上の大きさで、事業場の入口など見やすい場所に掲示する必要があります。

③ 保管高さ

屋外で有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合、機器やその一部の周辺環境への 飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないよう にする必要があります。

④ 土壤·地下水汚染防止

有害使用済機器には有害物質や油などが含まれていることから、保管等に際し、油の漏洩 や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合は、地下 浸透を防止するためのコンクリート敷設や、汚水の流出を防止するための容器による保管 又は排水溝の設置等の周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要があります。

⑤ 飛散・流出に関する必要な措置

屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流 出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管等の状況に応じて必要な対策を講 ずる必要があります。

⑥ 生活環境の保全

有害使用済機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積込み、選別時の重機 稼働、処理施設の稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよ う必要な措置を講ずる必要があります。

⑦ 火災・延焼防止

有害使用済機器の中には、電池や油など火災の発生源となる可能性のあるものが含まれています。また、万が一火災が発生した際には、外装に使用されているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されています。このことから、次の措置を講ずる必要があります。

- ・有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように区分して保管、処分又は再生 すること
- ・電池、潤滑油などの火災の発生又は延焼のおそれがあるものを技術的に可能な範囲で適正 に回収し、処理すること
- ・一つの保管単位の面積は200m2以下
- ・不燃性の仕切りが設けられていない場合、隣接する保管場所の間隔は2m以上
- その他必要な措置(消火器の設置等)

⑧ 公衆衛生の保全等

保管する有害使用済機器等の整理、整頓及び清掃を行うことや、機器内部等に雨水が溜まらないようにする等により事業場内を衛生的に管理し、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があります。

(2) 処分等基準

① 飛散·流出防止措置

有害使用済機器やその破片が飛散するおそれがあります。また、油や有害物質を含むもの もあり、これらの飛散・流出防止措置を講ずる必要があります。

② 生活環境の保全

騒音や振動、悪臭等が発生し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、周辺の生活環境保全上支障が生じないような措置を講ずる必要があります。

③ 火災·延燒防止

発火のおそれのあるものや、蛍光管又は電池等の有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要があります。このため、処分又は再生施設に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的監視装置や目視等により確認する等の措置や、万が一火災等が発生した場合の初期対応として消火器を設置する等の必要な措置を講ずる必要があります。

④ 特定家庭用機器に該当する品目の処分

有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、環境大臣が定める方法(平成30年3月12日環境省告示第10号)により処分する必要があります。例えば、含まれる鉄、アルミニウム、銅等を回収する、フロン類を発散しないよう回収する等の措置が必要となります。

⑤ 禁止行為

焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されています。

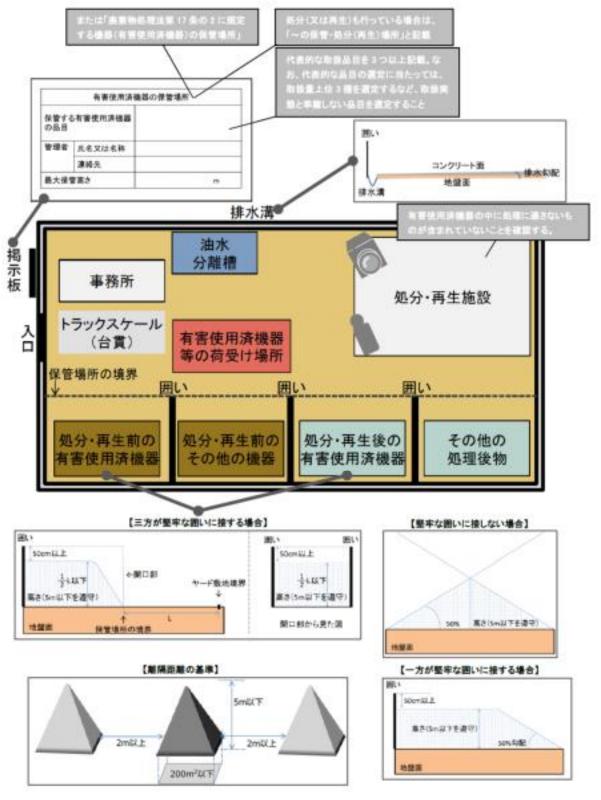


図2 保管及び処分の場所のイメージ

(有害使用済機器の保管等に関するガイドライン(第1版) Ver 1.1 P10図2より)

(3)帳簿

有害使用済機器保管等業者は、適正な管理を促す観点から、有害使用済機器の取扱いについて、品目ごとに、受入先、受入量、搬出先等を帳簿に記録する必要があります。記載する事項は表2のとおりです。また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存する必要があります。なお、記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能です。

表2 帳簿への記載事項(取扱い品目ごとに記載)

		W. P.
	帳簿記載事項	備考
保管	受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載。
	受入品目	有害使用済機器の品目ごとに記載。
	受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
	受入量	複数の受入先がある場合には、受入先ごとに記載。
		※計量単位は重量に統一することが望ましい。
	搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載。
	搬出先、搬出品目	有害使用済機器を含む貨物について、搬出先と品目を記載。
		複数の搬出先がある場合は、貨物ごとに全ての搬出先を記
		載。
	搬出量	有害使用済機器の搬出量について記載。
処分	処分又は再生年月日	有害使用済機器を処分又は再生した年月日を記載。
又は 再生	処分又は再生方法	受け入れた有害使用済機器の処分又は再生の方法を記載。 (破砕、切断、圧縮等)
	処分又は再生量	処分又は再生した有害使用済機器の量について記載。
	処分又は再生品目	処分又は再生した有害使用済機器の品目について記載。
	持出年月日	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残さ等の
		持出年月日について記載。
	持出先、持出品目	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残さ等に
		ついて、持出先と品目を記載。複数の持出先がある場合は、
		品目ごとに全ての持出先を記載。
		※処分又は再生により部品や原材料等になる場合は、例えば
		「アルミ」、「銅」等の持出物品の品目名で記載。
	持出量	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残さ等の
		持出量について記載

3 届出について

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管等に関する届出が必要となります。届出の種類及び届出のフローについては表3及び図3のとおりです。

届出種類	根拠条項	提出時期
新規届出	廃棄物処理法第17条の2第1項	事業開始の日の10日前まで
変更届出	廃棄物処理法第17条の2第1項	変更の日の10日前まで※
廃止届出	廃棄物処理法施行令第16条の4	廃止の日から10日以内

表3 届出の種類

※一部異なる場合があります。詳しくは(6)変更届出を参照してください。

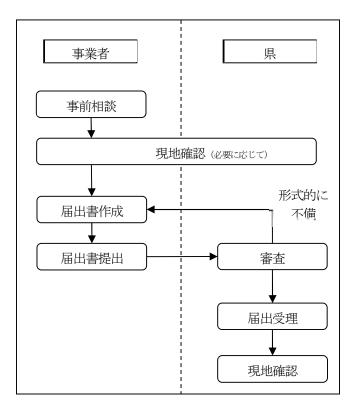


図3 届出のフロー

(1)受付場所

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課(本庁舎4階) 金属スクラップヤード対策班 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話番号 043-223-3275

(千葉市、船橋市、柏市に事業場がある場合はそれぞれの市にお問い合わせください。)

(2)受付時間

毎週月曜日から金曜日(祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。) の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までです。

なお、届出書の提出に当たっては事前に電話で予約してください。

(3)必要部数

正本1部 副本2部 控え1部

- ※市原市のみに事業場を有する事業者は、副本が1部になります。
- ※複数の市町村に事業場を有する場合は副本の部数が増える場合がありますので、事前 に電話で確認するようにしてください。

(4) 事前相談

事業の計画や届出書の作成に当たっては、手続きを円滑にするために事前相談を行っています。事業計画や事業場の平面図などの資料をお持ちください。なお、事前相談に当たっても、事前に電話で予約してください。また、既に事業を行っている場所で有害使用済機器に係る事業を計画している場合など、必要に応じて届出の前に現地確認を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

(5)新規届出

新たに有害使用済機器の保管等を業として行おうとする事業者は、事業開始の10日前までに、届出が必要となります。

ア 届出様式

様式第35号の2 (廃棄物処理法施行規則第13条の3関係)

イ 添付書類

表4 添付書類一覧のとおり

表 4 添付書類一覧

① 事業一般に関する事項

- a 事業計画の概要
- b 事業場の平面図
- c 付近の見取図
- d 届出者が場所及び施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該場所及び施設を使用する権原を有すること)を証する書類

② 保管に関する事項

a 保管場所の構造を明らかにする図面(平面図、構造図、保管量計算書等)

③ 処分又は再生に関する事項 ※処分又は再生を行う場合

- a 処分又は再生施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- b 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

④ 届出者及び法定代理人に関する事項

※届出者が個人の場合は a、法人の場合は b と c、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は d の 書類

- a 住民票の写し(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの) ※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの
- b 定款又は寄附行為
- c 登記事項証明書(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)
- d 法定代理人の住民票の写し(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの) ※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

ウ 記載方法

届出書の作成にあたっては、日本語で記載してください。

なお、届出書の各欄に記載事項のすべてを記載することができない場合は、「別紙のと おり」と記載し、別紙を添付してください。

また、各項目の留意事項は次のとおりです。7 記載例も参考にしてください。

【届出様式】

- (ア) 届出者
 - ・個人の場合は住民票に記載されている氏名及び住所を記載する
 - ・法人(企業、団体等)の場合は登記上の名称及び代表者の氏名、事業者の主たる 事務所(本社等)の住所を記載する
- (イ) 事業の範囲
 - ・取り扱う有害使用済機器の品目をすべて記載する
 - ・処理の区分を「保管のみ」、「保管及び処分(再生を含む)」から選択する
- (ウ) 事務所及び事業場の所在地等
 - ・事業者の主たる事務所の所在地と電話番号を記載する
 - ・有害使用済機器の保管等を行おうとする事業場の場所の所在地、電話番号、面積 を記載する
 - ・複数の事業場を有する場合は、事業場ごとに別紙を作成し、(エ)と合わせて所在地、 電話番号、面積、処理の区分、取り扱う有害使用済機器の品目を記載する
- (エ) 保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を 行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ
 - ・有害使用済機器の保管場所ごとに所在地、面積、保管を行う有害使用済機器の品 目、保管量、保管高さ、保管方法を記載する
 - ・複数の事業場を有する場合は、事業場ごとに別紙を作成し、(ウ)と合わせて保管場所ごとに所在地、面積、保管を行う有害使用済機器の品目、保管量、保管高さ、保管方法を記載する

- (オ) (処分又は再生を行う場合) 処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目
 - ・当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う事業場ごとに処 分又は再生を行う有害使用済機器の品目を記載する
 - ・複数の事業場を有する場合は、事業場ごとに別紙を作成し、(カ)と合わせて所在地、 電話番号、面積、処理の区分、処分又は再生を行う有害使用済機器の品目を記載 する
- (カ) (処分又は再生を行う場合)事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - ・施設ごとに施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、処分又は再生 を行う有害使用済機器の品目を記載する
 - ・複数の事業場を有する場合は、事業場ごとに別紙を作成し、(オ)と合わせて施設ごとに施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、処分又は再生を行う有害使用済機器の品目を記載する
 - ・施設の種類には、破砕施設、切断施設、圧縮施設などと記載する
- (キ) 届出者及び法定代理人について
 - ・個人である場合は、住民票に記載されている氏名、生年月日、住所を記載する
 - ・法人である場合は、登記事項証明書に記載されている名称、住所を記載する
 - ・届出者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、すべての法定代理人について、住民票に記載されている氏名、生年月日、住所を記載する

【添付書類】

- ① 事業に関する一般事項
 - a 事業計画の概要

以下の項目について記載する

- 会社の概要
- ・事業の全体計画
- ・取扱品目ごとの受入予定量、予定単価、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先(処理方法については、保管のみを行う場合は「保管のみ」と 記載する)
- ・環境保全措置の概要(床面の不浸透措置の内容などを記載する)

- b 事業場の平面図
 - ・事務所、保管場所、選別や手解体を行う場所、処分又は再生施設、囲い、出入 口の施錠箇所、雨水排水処理設備の配置などの事業場の状況が分かる平面図
 - ・複数の保管場所を有する場合は、各保管場所の間隔を記載する
- c 付近の見取図
 - ・縮尺1/500と1/25000程度の事業場の周辺の状況が分かる見取図
- d 届出者が場所及び施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該場所及び施設を使用する権原を有すること)を証する書類
 - ・公図(届出の直近の3ヶ月以内に発行されたもの)
 - ・土地の登記簿謄本(届出の直近の3ヶ月以内に発行されたもの)
 - ・借地の場合は賃借契約書及び土地の使用に関する所有者の同意書
- ② 保管に関する事項
 - a 保管場所の構造を明らかにする図面
 - ・囲いを設ける場合は、囲いの高さ、材質を記載した図面
 - ・保管面積、保管高さ、保管量の算定根拠を記載した書類
- ③ 処分又は再生に関する事項
 - a 処分又は再生施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、 立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - ・事業の用に供する施設を設置する場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備 の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 並びに当該施設の付近の見取図
 - ・処分又は再生施設の種類、設置場所、設置年月日、処理能力、処分又は再生を 行う有害使用済機器の品目、処分又は再生施設の処理方法及び設備の概要、環 境保全措置の概要を記載した書類

- b 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した 書類
 - ・ 処分又は再生に伴って生じた廃棄物及び再生品の種類別に、その処理方法又は 利用方法を記載する
 - ・処理方法又は利用方法には、「最終処分、中間処理、売却、その他」のいずれか を記載するとともに、それぞれの搬出先を記載する
 - ・処理方法又は利用方法が、「中間処理、売却、その他」の場合は搬出先を記載するとともに、搬出先における処理方法又は利用方法を具体的に記載する
- ④ 届出者及び法定代理人に関する事項
 - a 届出者に関する事項(届出者が個人の場合)
 - ・住民票の写し(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)

※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

- b、c 届出者に関する事項(届出者が法人の場合)
 - ・定款又は寄附行為
 - ・登記事項証明書(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)
- d 法定代理人に関する事項

(届出者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合)

- ・法定代理人の住民票の写し(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)
- ※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

(6)変更届出

届出事項の内容を変更しようとする場合には、変更の10日前までに変更の届出が必要となります。なお、氏名又は名称及び住所の変更など、土地等の所有権を有すること証する書類及び住民票、法人の登記事項証明書の添付が必要な変更については、これらの書類の変更後、速やかに届出を行う必要があります。

ア様式

様式第35号の3 (廃棄物処理法施行規則第13条の4関係)

イ 添付書類

P11表4 添付書類一覧を参考に、変更内容に係る書類を添付してください

- ウ 記載方法
 - ・変更する事項の内容 変更前後の状況が明確に分かるように、変更する内容を具体的 に記載する。なお、法定代理人の変更については、住民票に記載 されている氏名、生年月日、住所を記載する。
 - ・変更の理由 変更の理由を具体的に記載する
 - ・変更 (予定) 年月日 変更 (を予定している) 年月日を記載する

(7) 廃止届出

事業の一部又は全部を廃止した日から10日以内に届出を行う必要があります。

ア様式

様式第35号の4 (廃棄物処理法施行規則第13条の11関係)

イ 記載方法

- ・廃止した事業の範囲 廃止した事業の範囲 (事業の全部廃止、事業場の一部廃止等) を具体的に記載する
- ・廃止の理由 廃止した理由を具体的に記載する
- ・廃止の年月日 廃止した年月日を記載する

(8) 届出除外対象者について

適正な保管等を行うことができる者として、次に掲げる者は届出不要です。

- ア 廃棄物処理業者や家電リサイクル法と小型家電リサイクル法の認定事業者などの 有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る許可等を受けた者(表5参照)
 - ※当該許可等に係る事業場において保管等を行おうとする場合に限る
 - ※有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含む
- イ 有害使用済機器の保管の用に供する事業場の敷地面積が100m²以下の者 ※複数の事業場を有する事業者にあっては、各事業場の面積で判断する
- ウ 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合 であって、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う者
 - ※機器の修理時に交換後の故障品を回収し、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間一時保管する修理業者、又は、機器の販売を本来の業務とし、販売業務に付随して使用済みの機器を回収し、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間一時保管する小売店等
- 工市町村、都道府県、国

表 5 廃棄物処理法等の許可等を受けた者で、届出を要しないこととなる者

社免事类 老		となる処理
対象事業者	保管	処分
一般廃棄物収集運搬業者(積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。)		
一般廃棄物処分業者		届出不要
一般廃棄物再生利用認定業者 (積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に		
限る。)		
一般廃棄物再生利用認定業者(処分に係る認定を受けた者に限る。)		届出不要
一般廃棄物広域的処理認定業者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行		
う者(法第9条の9第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。)		
を含む。)		
一般廃棄物広域的処理認定業者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行		
う者(法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を	届出不要	届出不要
有する者に限る。)を含む。)		
産業廃棄物収集運搬業者(積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。)		
産業廃棄物処分業者		届出不要
産業廃棄物再生利用認定業者(積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に		
限る。)		
産業廃棄物再生利用認定業者(処分に係る認定を受けた者に限る。)		届出不要
産業廃棄物広域的処理認定業者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行		
う者(法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に		
限る。) を含む。)		

産業廃棄物は助的地震が乗者 (その素給を受けて当該設定に係る処理を案として行う 育者 (法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する 施設を有する者に限る。) を含む。) 市町村の季託 (伊常災事時における市町村から表託を受けた者による委託を含む。) を受けて一般廃棄物の収集又は連脱を業として行う者 (精欝保管を含む収集運動に係る 多ごを受けて一般廃棄物のみの収集又は連脱を業として行う者であって市町村長が指定した一般廃棄物のみの収集又は連脱することが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は連脱することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集以は運搬することが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を必要として行う者であって市町村長の指定を受けた者(債督保管を含む収集選供係金付指定を受けた者に限る。) 応期的に収集又は連搬することが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集以は運搬に係る指定を受けた者に限る。) 市町村の季託 (伊常災事時における市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物をのみの収集運搬を企業として行う者であって高道府県知事が記めた原業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって高道府県知事が記めた原業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって高道府県知事が記めた原業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって高道府県知事が記めた原業廃棄を動のみの処分を製造として行う者であって高道府県知事が記を受けたもの(精替保管を含む収集運搬に係る指途を受けた者にある)。 伊半利用されることが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を通に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を入り入を業を関リサイクル法第23条第1項に規定する指定法の対策を受けて利益を保険を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該協定に係る再商品化及が熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源(作業表) 「小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源(作業表) 「「積替保管のみを行う者に限る。」 加出不要と電事が制に係って検分を行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源(下華業計画に係って検分を行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて延分を行う者に限る。) 加出不要			
施設を有する者に限る。)を含む。 市町村の委託(非常民書時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の取集又は運搬を業として行う者(精管保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を養として行う者であって市町村長が指定した一般廃棄物のみの収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるもとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるものとして環境大臣の指定を受けた者に限る。) を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であるとして行う者のことが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとのとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとので環境大臣が指定した一般疾棄物を適正に処分することが確実であるとのとして環境大臣が指定した一般疾事物のみの処分を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を表として行う者であって都道府県知事が混めた産業廃棄物のみの処分を表として行う者であって都道府県知事が混めた産業廃棄物のみの処分を表として行う者ことが確実であるとので環境大臣の指定を受けたもの(検替保管を行う者であることが確実であるものとして環境大臣の作者を受けたもの(成事的に処分することが確実であるとので環境人臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが確実であるとので環境人臣が指定を受けた判断を変なりすイクル法第33条第1項の認定を受けた製造業者等家電リサイクル法第33条第1項の認定を受けた製造業者等家電リサイクル法第33条第1項の認定を受けた製造業者等家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて拠分を行う者(当該認定を受けた再会派の表別で表別で成立を受ける場合に限る。) 第型リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再会派 信出を受けた可会派 化学業計画(変更があった場合には、その変更変のもの。以下同じ。)に従って積替保管を行う着(当該認定を受けた再会派 化学業計画に従って処かを行う場合に限る。) 届出不要 届出不要 届出不要 品出不要 品工を受けて必要がで、おきに関するの表での表でう者に関金。) のででは対して、対して、対しなどの表別で、対しなどの表別で、対しなどの表別で、対しなどの表別で、対しなどの表別で、対しなどの表別で、対しなどの表別を表別を表別で、対しなどの表別を表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、	産業廃棄物広域的処理認定業者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行		
市町村の委託 (非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。) を受けて一枚廃棄物の収集又は連鎖を業として行う者 (情情保管を含す収集連続に係る委託を受けた者に限る。) 理人利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長が記めた一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 (機替保管を含す収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 成職的に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 (機替保管を含す収集運搬)を必要として行う者 (非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。) を受けて一枚原業物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 再生利用されることが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 (機能に係る指定を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であるとして環境との指定を受けた者 (機能に係る指定を受けた者に収集) 再生利用されることが確実であるとして限したの指定を受けた者 (実施に係る指定を受けた者に限る。) 東生利用されることが確実であるとして限力を指定を受けた者 (実施に係る指定を受けて者のかかのののののののののののののののののののののののののののののののののの	う者(法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する		届出不要
を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(精棒保管を含む収集運搬に係る表記を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であることが適当であるも市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集工は運搬を奏として行う者であって市町村長の指定を受けたもの(横替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 広域的に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(機替保管を含す収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。) を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であるとに有事技が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの 広域的に処分することが確実であると都道所具知事が認めた産業廃棄物のみの収集運 解を業として行う者であって都道所展知事の指定を受けたもの(結替保管を含む収集 運搬に係る指定を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であると都道所具知事が認めた産業廃棄物のみの収集運 継を業として行う者であって都道所展知事の指定を受けたもの 広域的に処分することが確実であると都道所具知事の指定を受けたもの 反域的に処分することが確実であると都道所具知事の指定を受けたもの 反域的に処分することが確実であると都道所具知事の指定を受けたもの 反域的に処分することが確実であるととて環境大臣の指定を受けた者 実定リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を含むする。) 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた関企業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行り者に限金。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行り者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けた再資源 化事業計画に従って独分を行う場合に限る。)	施設を有する者に限る。) を含む。)		
る委託を受けた者に限る。) 第年利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 広城的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの 広域的に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 再生利用されることが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるととして環境大臣が指定した一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を表として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を表として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を表として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を表として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を表として行う者であって当該都道府県知事が協めた産業廃棄物のみの処分を表として行う者の名として環境人臣の指定を受けたもの 原本リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に図る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に図る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源(化事業計画に従って規分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源(化事業計画に従って規分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源(化事業計画に従って規分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けた再資源(化事業計画に従って規分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けた再資源(化事業計画に従って規分を行う場を限る。) 「本は対し、などの表に表しまして、対し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)		
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は連機を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 広域的に収集又は連機することが適当であるものとして環境大臣の指定を受けた者(精管保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 市町村の委託(非常災害時における市町村市の委託を受けた者に表る。) 市町村の委託(非常災害時における市町村市の委託を受けた者による委託を含む。) を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定とた一般廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事が記めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事が記めた産業廃棄物のみの収免を業として行う者であって都道府県知事が記めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であるとして環境大臣が指定と受けたもの 広域的に処分することが確実であると配道府県知事が記せた受けたもの 広域的に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分するといが違当であるとの対定を受けたもの 「最出不要案電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って独分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて種替保管を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて種替保管を行う場合に限る。)	を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(積替保管を含む収集運搬に係		
のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 広域的に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。) を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの 広域的に処分することが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運 展生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運 機能(係る指定を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収分を 業として行う者であって部道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者の表したが確実であるとも都道を受けたもの(積替保管を含む収集 雇出不要 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 作事業計画(変更があった場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 作事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管 合本行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管 合本行う者(当該認定を受けた再資源 作事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管 のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて種替保管 のみを行う者に限る。)	る委託を受けた者に限る。)		
管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 広城がに収集又は連帳することが確当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は連帳することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(結縁保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 市町村の季託(非常災害時における市町村から季託を受けた者による委託を含む。) を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたものに乗り出策を受けたものに乗り出来といるとが確実であるとも都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの(精神保管を含む収集運船に係る指定を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって部道府県知事の指定を受けたものに、環境大臣が指定した産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって部道所県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって部道所県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処場に、場合の指定を受けたものに、との第1項の起定を受けた製造業者等家電リサイクル法第23条第1項の起定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源(化事業計画(変更なる行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管を行う者(当該認定を受けた再資源(化事業計画に近って残りを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管を行う者(当該認定を受けた再資源(と乗業計画に近って残りを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管を行う者(当該認定を受けた再資源(と乗業計画に近って残りを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管を含む収入を行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管を含む収入を行う者に限る。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物		
広城的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣の指定を受けた者(積齢保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) ・ を受けて一般産業物の処分を業として行う者 一再生利用されることが確実であるとか正行う者 一再生利用されることが確実であるとが選択したのが開定した一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって計画が目長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者 「成域的に処分することが適当であるものとして環境人臣が指定した一般廃棄物を適度に処分することが確実であるとが環境大臣の指定を受けたものといて環境人臣が指定した一般廃棄物を適度に処分することが確実であると都適所県知事が認めた廃業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都適所県知事の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 「再生利用されることが確実であると都適所県知事が認めた廃業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該船道所県知事が認めた廃業廃棄物のみの処分を変量した利力を支とが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが適当であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが適当であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが適当であるとして環境大臣が指定して産業廃棄物を適定を受けた利力を場合に限めまると、第二単・イクル法第23条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 「家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 「本理家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って独分を行う場合に限る。) 「小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管を受けた再資源化事業計画に従って残ちのといた第2項を行う者に限る。) 「小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管を受けた再資源化事業計画に従って検替保管を受けた再資源化事業計画に従って検替保管を受けた再資源化事業計画に従って検替保管を受けた再資源化事業計画に従って検替保管を受けた再資源化事業計画に従って検替保管を受けて対分を行るといて複替保管を含む収集品は、また。 「本理家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管を合う者に限る。) 「小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管を受けた再資源化を受けて複替保管を含む収集品は、また。 「本理家では、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの(積替保		
乗物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 (積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 市町村の委託 (非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。) を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの 広域的に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 再生利用されることが確実であるともが遺所児知事が認めた産業廃棄物のみの処身を 選集として行う者であって都遺所県知事がおめた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者であって都遺所県知事がおめた産業廃棄物のみの処分を 素として行う者であって当該都遺所県知事がおめた産業廃棄物のみの処分を 素として行う者であって当該都遺所県知事がおめた産業廃棄物のみの処分を 素として行う者であって当該都遺所県知事がおめた産業廃棄物のみの処分を 素として行う者であって当該都遺所県知事がおめた産業廃棄物のみの処分を 素として行う者であって当該都遺所県知事がおめた産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けたもの 広城的に処分することが確実であるものとして環境大臣の指定を受けた直でした産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた産業廃棄物を適 「出不要家電リサイクル法第23条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 促事変」サイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 促事変」サイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 促事変」サイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管 保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管 を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管 を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行り者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管 を行う者(当該認定を受けた再資源化す業計画に従って積替保管を含む収する。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管 を行う者(当該認定を受けた再資源化する第2項に基づく認定事業者の委託を受けて複替保管	管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)		
(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。) を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの 広域的に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道所県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって都道所県知事が記めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道所県知事が記めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道所県知事が記めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道所県知事が記めた産業廃棄物を適正、処分することが確実であるとして環境大臣が指定を受けたもの広域的に処分ですることが適当であるものとして環境大臣が指定とした産業廃棄物を適定、変電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を含む収集管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第23条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って複替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を合うすと限者のよりな記述を表する。 届出不要	広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃		
市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの 正に処分することが確実であるとのとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適 正に処分することが確実であるとのとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適 正に処分することが確実であるとのとして環境大臣が指定した者 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運 機を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定した産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定した産業廃棄物を適 のまで行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて種替保管を含む収入を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管 保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて機替保管 る行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けた再資源 化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 「出不要	棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者		
歴史付工一般廃棄物の処分を業として行う者 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの 広域的に処分することが確実であるとで環境大臣の指定を受けた者 再生利用されることが確実であるともで異境大臣の指定を受けた者 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業の実施を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて機分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けて積替保管を分するに限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を分するに限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて機替保管のみを行う者に限る。) 「品出不要	(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)		
再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの 広城的に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 再生利用されることが確実であるとで環境大臣の指定を受けた者 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を実として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を素として行う者であって当該都道府県知事が開定した産業廃棄物を適正に処分することが確当であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確当であるものとして環境大臣の指定を受けた者 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて検替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)水型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管のみを行う場合に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)		
広域的に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であると配道所具知事が認めた産業廃棄物のみの収集運機を業として行う者であって都道所具知事が認めた産業廃棄物のみの収集運機を業として行う者であって都道所具知事が記めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が記めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が記めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの広域的に処分することが確実であると都道所県知事が記めた産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者家専リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者		油出个安
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの広域的に処分することが確実であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが適当であるものとして現境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが適当であるものとして現境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた軽産業者等家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業と		
正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が設めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が設めた産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとのとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適定に処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熟回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熟回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熟回収に必要な行為として行われる場合に限る。)か型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に後のみを行う場合に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。)小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管を行う者に限る。)	して行う者であって市町村長の指定を受けたもの		油出个罗
正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬と係ろ指定を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事が認めた産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者に、のまでうまに係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限分。) 家電リサイクル法第23条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限分。) 家電リサイクル法第30条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に後つて処分を行う場合に限ろ。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適		
機を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの (積替保管を含む収集 連搬に係る指定を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を 業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの 広域的に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適 正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて種替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて種替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて種替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けて再資源 化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)	正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者		届出个要
理搬に係る指定を受けた者に限る。) 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの広域的に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第23条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って人分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)	再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運		
再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に認定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管を行う者に限る。)	搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの(積替保管を含む収集		
選として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて種替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)水型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管保管のみを行う場合に限る。)水型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。)水型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)水型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)	運搬に係る指定を受けた者に限る。)		
業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第33条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)	再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を		
広域的に処分することが確実であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)水型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管保管のみを行う場合に限る。)水型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。)水型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)水型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)	 業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの		届出个要
正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管を行う者に限る。)	広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適	届出不要	
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)	正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者		届出个要
管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に使って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って利分を行う者に限る。)	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等		届出不要
限る。) 家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保		
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 居出不要 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)	管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に		
行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人	限る。)		
行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行るといる。)	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を		
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)	行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)		届出个要
う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者 (当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替 保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管 を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人		届出不要
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者 (当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替 保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源 化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管 を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行		
(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)		
(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者		
化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)		届出个要
保管のみを行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源		
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替		
化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行	保管のみを行う場合に限る。)		
化事業計画に従って処分を行う場合に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管 を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限 る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行 届出不要	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源		
を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行届出不要	化事業計画に従って処分を行う場合に限る。)		届出个要
る。) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行 届出不要	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管		
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行 届出不要	を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限		
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行 届出不要	る。)		
う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。) 届出不要	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行		
	う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。)		油出个要

※表中の処分には再生を含む

4 罰則

有害使用済機器に関して規定されている罰則は表6のとおりです。

表6 有害使用済機器に関する罰則一覧

	罰則の対象者	罰則
措置命令違反	廃棄物処理法第17条の2第3項におい	5年以下の懲役若しくは100
(廃棄物処理法第25条第1項	て準用する同法第19条の5第1項の規	0万円以下の罰金又はこれを併
第5号)	定による命令(措置命令)に違反した者	科
改善命令違反	廃棄物処理法第17条の2第3項におい	3年以下の懲役若しくは300
(廃棄物処理法第26条第2号)	て準用する同法第19条の3の規定によ	万円以下の罰金又はこれを併科
	る命令(改善命令)に違反した者	
届出義務違反	廃棄物処理法第17条の2第1項の規定	30万円以下の罰金
(廃棄物処理法第30条第6号)	による届出をせず、又は虚偽の届出をして	
	有害使用済機器の保管又は処分を業とし	
	て行った者	
報告徴収に関する不報告等	廃棄物処理法第17条の2第3項におい	
(廃棄物処理法第30条第7号)	て準用する同法第18条第1項の規定に	
	よる報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等	廃棄物処理法第17条の2第3項におい	
(廃棄物処理法第30条第8号)	て準用する同法第19条第1項の規定に	
	よる検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は	
	忌避した者	

5 参考資料

- 有害使用済機器の保管等に関するガイドライン
 https://www.env.go.jp/recycle/waste/used/guideline.pdf
- ・環境省ホームページ 有害使用済機器保管等届出制度 https://www.env.go.jp/recycle/waste/used/index.html

6 様式及び参考様式

有害使用済機器保管等届出書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	有害使用済機器の品目	:		
事業の範囲(取り扱う有害使用 済機器の品目及び処理の区分を 明らかにすること。)				
	処理の区分	保管のみ	・ 保管及び処分	(再生を含む)
	事務所	電	話番号	
事務所及び事業場の所在地等	事業場	電面	話番号 〕 積	
保管を行うすべての場所の所在地 及び面積並びに当該場所ごとにそ れぞれ保管を行う有害使用済機器 の品目、保管量及び積み上げるこ とができる高さ(それぞれにつ いて第13条の6の規定による高 さのうち最高のものを含む。)				
処分又は再生を行うすべての事 業場の所在地及び当該事業場ご とにそれぞれ処分又は再生を行 う有害使用済機器の品目				
事業の用に供する施設の種類、数 量、設置場所、設置年月日及び 処理能力				
※事務処理欄				

(第2面)

届出者(個人である場合)									
(ふりがな) 氏 名	生 年 月	日	住	所					
(法人である	場合)								
(ふ り 名	が な) 称		住	所					

法定代理人(届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	住	所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

	Ā	有害使用済機	器保管等変更届占	出書			
					年	月	日
都道府県知事 (市長)	F 殿						
			出者 主 所				
		(氏 名 (法人にあっては、 電話番号	、名称及び代	表者の	氏名)	
年 月 るので、廃棄物の えて届け出ます。	日付けで届出る の処理及び清掃に関		吏用済機器保管等 7条の2第1項の				
		新			旧		
変更する事項の内規則第13条の3第第8号に掲げる事除く。)	51項						
変更する事項の内	宮では、現則第13条の	3 第 1 項第 3	8 号に掲げる事項	Į)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日		住		所		
変更の理由							
変更予定年月日							
2 各欄にその記	は、原則として変見 記載事項のすべてを の様式の例により作	と記載すること	とができないとき		「別紙の	-)とおり	_

		有害個	吏用済機	後器保管等 層	廃止届出	書			
							年	月	日
都道府県矢 (市長)	中事 殿								
			届	出者 住 所					
				氏 名 (法人にあ 電話番号	っては、	名称及び	代表者の!	氏名)	
年 月 たので、廃棄物 出ます。	日付け [*] の処理及び								
廃止した事業									
の範囲									
廃止の理由									
廃止の年月日									
2 各欄にその	学は、廃止の)記載事項の この様式の例(すべてを記載	載するこ	とができな	いとき	は、同欄に	こ「別紙の	とおり	J

参考様式

	事業場一覧表					
	事業場名					
	所在地					
	面積	電話番号				
1	処理の区分	取り扱う有害使用済機器の品目				
1	保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)					
	College of					
	事業場名					
	所在地	T =				
	面積	電話番号				
2	処理の区分	取り扱う有害使用済機器の品目				
	保管のみ・ 保管及び処分(再生を含む)					
	事業場名					
	所在地					
	面積	電話番号				
	処理の区分	取り扱う有害使用済機器の品目				
3	保管のみ・ 保管及び処分(再生を含む)	The state of the s				
	事業場名					
	所在地					
	面積	電話番号				
4	処理の区分	取り扱う有害使用済機器の品目				
	保管のみ・ 保管及び処分(再生を含む)					

(事業場名)

(所在地)

	保管場所一覧表							
施設 No.	保管を行う 有害使用済機器の品目	保管面積	保管高さ	保管量	保管方法	備考		
1		m ²	m	m^{3}				
2		m ²	m	m³				
3		m²	m	m³				
4		m ²	m	m ³				
5		m ²	m	m ³				
6		m ²	m	m ³				
7		m ²	m	m ³				
8		m ²	m	m³				
9		m ²	m	m ³				
1 0		m ²	m	m ³				

[※] 不足する場合は、欄を適宜追加すること。

[※] 保管場所の構造等の図面及び保管量計算書を添付すること。

(事業場名)

(所在地)

	<u>(///1工工E/</u>					
		処分(再生)	施設一覧表			
施設 No.	施設の種類	処分(再生)品目	処理能力	数量	設置年月日	備考
1						
2						
3						
4						
5						

[※] 不足する場合は、欄を適宜追加すること。

[※] 処分(再生)施設の構造等の図面及び設計計算書を添付すること。

	事業計画の概要						
-	L 会社の概要						
(2	2 事業の全体計画	Ī					
	 3 取り扱う有害使	 月済機器の品目 <i>]</i>					
	有害使用済	受入予定量 (t/月又はm³/月)	予定受入先 事業者の名称	保管場所	処理方法	予定持出先の名称 及び所在地	
	機器の品目	受入予定単価	及び所在地	本自物的	及经历位	売却予定単価	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
備	考 取り扱う有害的	使用済機器の品目	ごとに記載するこ	٤.			

4 環境保全措置の	概要
(1) 保管場所に	おいて講ずる措置
土壌・地下水汚染	
飛散・流出	
騒音・振動・悪臭	
火災・延焼	
公衆衛生	
その他	
(2)処分又は再	生施設において講ずる措置
土壌・地下水汚染	
飛散・流出	
騒音・振動・悪臭	
火災・延焼	
公衆衛生	
その他	

	施設の概要
処分又は再生施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
処分又は再生を行う 有害使用済機器の品目	
処分又は再生施設の 処理方法及び設備の概要	
環境保全措置の概要	

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法 処分又は再生後の 廃棄物又は再生品の 種類 自己処理 (処分場所) (処分事業者) 委託処理 (所在地) (売却先) 売却 (所在地) 処理方法 又は 利用方法 最終処分 中間処理 売却 その他 中間処理、売却、その他の場合は具体的な方法

備考 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記入すること。

7 記載例

(第1面)

有害使用済機器保管等届出書

令和○○年○○月○○日

千葉県知事 殿

(ア) 届出者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

(1)	事業の範囲(取り扱う有害使用 済機器の品目及び処理の区分を 明らかにすること。)	有害使用済機器の品目: ユニット形エアーコンディショナー、電動ミシン、炊飯器、電子レンジ、扇風機、携帯電話端末 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)
(ウ)	事務所及び事業場の所在地等	事務所 ○○市○○1番1号 電話番号 000-000-000 事業場 別紙1のとおり 電話番号 面 積
(I)	保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)	
(1)	処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ご とにそれぞれ処分又は再生を行 う有害使用済機器の品目	別紙1のとおり
(九)	事業の用に供する施設の種類、数 量、設置場所、設置年月日及び 処理能力	別紙3のとおり
	※事務処理欄	

(+)

届出者(個人である場合)	届出者(個人である場合) 						
(ふりがな) 氏 名 生 年 月	日 住	所					
(法人である場合)							
(ふ り が な) 名 称	住	所					
かぶしきかいしゃまるまる株式会社○○	千葉県○○市○○1番1号						

法定代理人(届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住	所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

別紙1

	事業場	一覧表
	事業場名 本社ヤード	
	所在地 ○○市○○1番1号	
	面積 300m ²	電話番号 000-000-000
1	処理の区分	取り扱う有害使用済機器の品目
	保管のみ・ 保管及び処分(再生を含む)	ユニット形エアーコンディショナー
	 事業場名	
	所在地 △△町△△2300	
	面積 500m²	電話番号 1111-11-1111
2	処理の区分	取り扱う有害使用済機器の品目
	保管のみ・保管及び処分(再生を含む)	電動ミシン、炊飯器、電子レンジ、扇風機、携帯電話
		端末
	 事業場名	
	所在地	
	面積	電話番号
3	処理の区分	取り扱う有害使用済機器の品目
3	保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)	
	事業場名	
	所在地	
	面積	電話番号
	処理の区分	取り扱う有害使用済機器の品目
4	保管のみ・ 保管及び処分(再生を含む)	

(事業場名)本社ヤード(所在地)○○市○○1番1号

施設 No.	保管を行う 有害使用済機器の品目	保管面積	保管高さ	保管量	保管方法	備考		
1	ユニット形エアーコンディシ ョナー	1 1 3. 0 4 m ²	3 m	113. 04 m ³	野積み			
2	ユニット形エアーコンディショナー	1 0 0 m ²	4 m	2 4 0 m ³	野積み			
3		m²	m	m ³				
4		m ²	m	m ³				
5		m ²	m	m ³				
6		m ²	m	m ³				
7		m ²	m	m ³				
8		m ²	m	m ³				
9		m ²	m	m ³				
1 0		m²	m	m ³				

[※] 不足する場合は、欄を適宜追加すること。

[※] 保管場所の構造等の図面及び保管量計算書を添付すること。

(事業場名) 第2ヤード(所在地) △△町△△2300

<u>(所任地) △△町△△2300</u> 保管場所一覧表						
施設 No.	保管を行う 有害使用済機器の品目	保管面積	保管高さ	保管量	保管方法	備考
1	電動ミシン、炊飯器、電子レン ジ、扇風機、携帯電話端末	1 0 0 m ²	4 m	2 4 0 m ³	野積み	
2	電動ミシン、炊飯器、電子レン ジ、扇風機、携帯電話端末	2 m ²	1 m	2 m ³	コンテナ保 管	
3		m^{2}	m	m ³		
4		m^{2}	m	m ³		
5		m ²	m	m ³		
6		m ²	m	m ³		
7		m ²	m	m ³		
8		m^{2}	m	m ³		
9		m ²	m	m ³		
1 0		m^{2}	m	m ³		

[※] 不足する場合は、欄を適宜追加すること。

[※] 保管場所の構造等の図面及び保管量計算書を添付すること。

(事業場名) 第2ヤード(所在地) △△町△△2300

処分(再生)施設一覧表						
施設 No.	施設の種類	処分(再生)品目	処理能力	数量	設置年月日	備考
1	破砕施設	電動ミシン、炊飯器、電子レンジ、扇風機、携帯電話端末	1 t/h	1	2015年4月1日	
2						
3						
4						
5						

[※] 不足する場合は、欄を適宜追加すること。

[※] 処分(再生)施設の構造等の図面及び設計計算書を添付すること。

(添付書類①a)

事業計画の概要

1 会社の概要

会社の経歴や主要な事業等を記載してください

- 2 事業の全体計画
- ・設置を計画するに至った経緯、理由
- ・施設を変更する理由
- ・事業に係る操業のフロー

3 取り扱う有害使用済機器の品目及び受入予定量等

	有害使用済 機器の品目	受入予定量 (t/月又はm³/月) 受入予定単価	予定受入先 事業者の名称 及び所在地	保管場所	処理方法	予定持出先の名称 及び所在地 売却予定単価
1	ユニット形エアー コンディショナー	1 t/月 1 0 0円/台	○○商事(株) ○○市○○1	本社ヤード保管 場所No.1、NO.2	保管のみ	○○貿易(株) ○○市○○20 150円/台
2	電動ミシン	O. 1 t/月	(株)△△資源 △△町△5	第2ヤード保管 場所No.1	破砕	○○貿易(株)
	炊飯器	50円/kg 1m³/月				100円/kg
3	電子レンジ	0.5 t/月				
4	扇風機	O. 1 t/月				
5						
6	携帯電話端末	1 m ³ /月				
7						

備考 取り扱う有害使用済機器の品目ごとに記載すること。

4 環境保全措置の	概要				
(1) 保管場所において講ずる措置					
土壌・地下水汚染					
飛散・流出	容器による保管や消火器の設置など、生活環境保全に係る 措置について、具体的な内容を記載してください				
騒音・振動・悪臭					
火災・延焼					
公衆衛生					
その他					
(2)処分又は再	生施設において講ずる措置				
土壌・地下水汚染					
飛散・流出					
騒音・振動・悪臭					
火災・延焼					
公衆衛生					
その他					

(添付書類②a)

保管量計算書

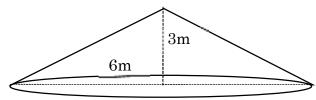
保管施設 No.1

(事業場名) 本社ヤード ○○市○○1番1号 (所在地)

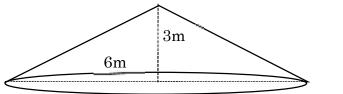
 $6m\times6m\times3.14=113.04m^2$

 $6m\times6m\times3.14\times3m\times1/3=113.04m^3$

 $(10m+2m)\times 1/2\times 4m\times 10m=240m^3$



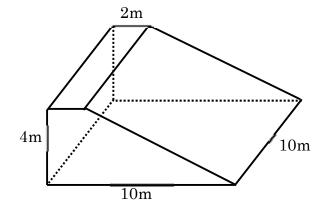
保管施設 No.2



保管面積 $10m\times10m=100m^{2}$ 保管量

保管面積

保管量



(添付書類③a)

施設の概要				
処分又は再生施設の種類	破砕施設			
設置場所	△△町△△2300			
設置年月日	2015年4月1日			
処理能力	1 t/h			
処分又は再生を行う 有害使用済機器の品目	電動ミシン、炊飯器、電子レンジ、扇風機、携帯電話端末			
処分又は再生施設の処理方法及び設備の概要	処理方法と型式などの施設の概要について記載してください			
環境保全措置の概要	容器による保管や消火器の設置など、生活環境保全に係る措置について、具体的な内容を記載してください			

(添付書類③b)

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法					
処分又は再生後の 廃棄物又は再生品の 種類					
	自己処理	(処分場所)			
	委託処理	(処分事業者) (株)○○リサイクル			
		(所在地) △△市○○1-24			
	売却	(売却先)			
処理方法 又は		(所在地)			
利用方法	最終				
	中間処理、売却、その他の場合は具体的な方法 産業廃棄物として、(株)○○リサイクルで焼却処分				
	l				

備考 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記入すること。

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法 処分又は再生後の 廃棄物又は再生品の鉄 種類 自己処理 (処分場所) (処分事業者) 委託処理 (所在地) (売却先) ○○貿易(株) 売却 (所在地) ○○市○○20 処理方法 又は 利用方法 売却 最終処分 中間処理(その他 中間処理、売却、その他の場合は具体的な方法 中国に輸出する鉄の原料として、〇〇貿易株式会社に売却 備考 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記入すること。